

令和3年度
秋田県市町村総合事務組合職員採用試験
受験案内

受付期間 11月1日（月）～11月22日（月）

問い合わせ } 秋田県市町村総合事務組合総務課 職員採用担当
申込書請求 } 〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目2番3号
受験申込 } 秋田県市町村会館3階
電話：018-888-0220

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒程度一般行政	1名	地方公務員として一般的な行政事務に従事します。

2 受験資格

(1) の資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

昭和61年4月2日以降に生まれた者

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に該当する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 本組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験 大学卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験を行います。

試験	問題形式	内容
教養試験	択一式(45分)	文章読解、数的能力、論理的思考に関する知識及び知能
適性検査	択一式(35分)	職場における適応性などについての検査
作文	記述式(45分)	事務の遂行に必要な文章による表現力

(2) 第2次試験

試験	方法
口述試験	個別面接により主として人物について試験を行います。
身体検査	提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。

(3) 資格調査

受験資格の有無及び採用試験申込書記載事項の真否について調査することがあります。採用試験申込書記載事項に虚偽の申告があった場合は、採用しないことがあります。

4 試験日及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和3年11月29日(月)	第1次試験合格者に通知します。
受付開始	午前9時	
試験説明	午前9時20分～30分	
試験	午前9時30分～12時	
場所	秋田市八橋南二丁目10番16号 秋田県JAビル 9階大ホール	

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

また、携帯電話やタブレット端末の試験中の使用(時計代わりの使用を含む)は認めません。

5 合格者発表

第1次試験合格者は令和3年12月上旬に、最終合格者は令和3年12月下旬に、本組合ホームページ(<https://akita-sg.jp>)に掲載するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

- ① 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- ② この名簿からの採用は、令和4年4月以降の予定です。
ただし、最終合格者の同意を得て、時期を前倒して採用することがあります。

7 身 分

地方公務員法の適用を受ける地方公務員です。

8 給 与

初任給は原則として現行では181,928円ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じて増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

9 勤務場所

〒010-0951

秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館3階

秋田県市町村総合事務組合

10 受験手続及び受付期間

(1) 採用試験申込書等の請求

採用試験申込書等は秋田県市町村総合事務組合で受け取るか、郵便により請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込書等請求」と朱書きし、宛先を明記し120円切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封して郵送してください。

(2) 提出書類

申込書及び自己紹介書 各1部（所定の用紙を使用すること。）

(3) 申込手続

申込書及び自己紹介書に所要事項を全て記入し、申込書の受験票部分には申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4センチの写真1葉を貼って、秋田県市町村総合事務組合総務課宛に提出してください。

① 持参の場合 総務課採用担当へ提出してください。受験番号を記載した受験票をその場で交付します。

② 郵送の場合 宛先を明記し84円切手を貼った返信用封筒（長3サイズ）を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし簡易書留で郵送してください。（※ 普通郵送の事故には対応できません。）

返信用封筒により受験票を送付します。

切手を貼った返信用封筒を同封しない場合には受験票を返送しません。

受験日の5日前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(4) 受付期間 令和3年11月1日（月）～11月22日（月）

申し込みは、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前9時～午後5時までとし、郵送の場合は11月22日までに本組合に届いたものに限り受け付けます。

11 試験結果の開示

(1) 秋田県市町村総合事務組合個人情報保護条例第29条第1項の規定により、本人が口頭で開示を請求することができます。

(2) 電話やはがき等による請求はできません。

(3) 受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までの間に総務課へ直接おいでください。

(4) 第1次試験の開示は、第1次試験の得点及び順位とし、合格発表の日から1か月間とします。

(5) 第2次試験の開示は、第2次試験の結果及び順位とし、最終合格発表の日から1か月間とします。

新型コロナウイルス感染症に関する留意事項

新型コロナウイルス感染症への感染予防の観点から、受験にあたっては以下の点に留意してください。

1 体調不良等の方

次の方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。

- ① 新型コロナウイルス感染症等に罹患し、治癒していない方
- ② 保健所から「濃厚接触者」にあたるとして、健康観察や外出自粛を要請されている方
- ③ 試験当日までに発熱、息苦しさ、強い倦怠感等の風邪症状が続いている方

※なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。

試験当日まで、手洗いや手指消毒、感染リスクのある行動を回避する等により感染予防・体調管理に努めてください。

2 検温の実施

受付時に検温を実施します。

検温の結果、発熱の症状等が認められる方について、受験辞退をお願いする場合がありますので、ご留意願います。

3 マスクの着用等

試験室では、感染予防のため、必ずマスクを持参し、正しく着用してください。

なお、受付時の写真照合の際には、試験係員の指示に従い、マスクを一時的に外してください。

4 手指の消毒

会場内に、手指の消毒用アルコールを設置しますので、試験室への入室及び退室の際は、アルコールによる手指の消毒に御協力をお願いします。

5 試験室の換気

換気のため、試験室の窓やドアなどを開ける場合があります。室温の高低に対応しやすい服装で受験してください。

6 受付開始時間

受付開始時間より早く来場されても受付できません。密を避けるためにも、受付開始時間に合わせて来場してください。

7 試験に関する緊急連絡

今後の感染状況等によっては、試験内容の変更や延期など、緊急連絡事項をお知らせする場合があります。変更事項等については、本組合ホームページへ掲載しますので、適宜、ご確認ください。